

2022年1月17日
関西電力株式会社

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱および復帰について

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、第26回定期検査中、本日10時12分に設備点検のため、電源切り替え作業を実施したところ、重大事故時に使用する監視操作盤の表示装置に使用済燃料ピット温度が表示されない状態となりました。このため、10時22分に保安規定の運転上の制限*を満足していない状態にあると判断しました。

その後、監視操作盤の電源を入れ直したところ、10時57分に表示装置が表示される状態となり、監視操作盤に問題がないことを確認したことから、13時15分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

表示装置が表示されていない間、使用済燃料ピットの温度は、他の表示装置で確認できており、異常がないことを確認しています。

本件による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定第85条において、使用済燃料ピット温度計（重大事故用）が動作可能であることが求められている。

以上

85-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（広域） ^{※2}	1個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.0 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピット温度計（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）、可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装保修課長	
	使用済燃料ピット温度（AM用）	1個			および	A.2 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。				速やかに
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ（使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む）	1個			および	A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）および使用済燃料ピット温度計（AM用）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬型使用済燃料ピット水位	1個			および	A.4 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットエリア監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個						使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	計装保修課長

85-12-3 (続き) 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
使用済燃料ピットの監視	空冷式非常用発電装置			「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。					
	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ			「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					

- ※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
- ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
- ※4：代替品の補充等。